

平成29年 第9回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年5月25日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成29年5月25日

東京都教育委員会第9回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第36号議案

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の改正について

第37号議案

東京都公立学校長の任命について

第38号議案から第40号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

(1) 教職員の服務に関するガイドラインについて

(2) 都民の声（教育・文化）について〔平成28年度下半期（10月～3月）〕

(3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 覚
委 員	秋 山 千枝子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 渕 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書 記） 総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成29年第9回定例会を開会します。

本日は、産経新聞社外2社からの取材と、個人は11名の傍聴の申込みがございました。頭撮りの申込みはございません。以上のことについて許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、宮崎委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回4月13日の第7回定例会の議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認をいただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第7回定例会の議事録は承認を頂きました。

前回4月27日の第8回定例会の議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認をいただきたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第37号から第40号までの議案及び報告事項（3）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第36号議案

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の改正について

【教育長】 それでは、第36号議案、東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の改正についての説明を、教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、第36号議案資料を御覧ください。

マイナンバーの利用等に関する規則改正でございます。

国のマイナンバー法が施行されたことに伴いまして、平成27年度に東京都全体においてマイナンバー等を利用するために必要な事項を条例で定めてございます。その際、条例から細則の定めを委任された事項につきまして、教育委員会規則を制定しております。このたび、当該条例が改正されることになりましたので、教育委員会規則についてもあわせて関係部分の改正を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に係る教育委員会規則の改正について」を御覧ください。今回の改正でございますが、大きく2点ございます。資料の左側を御覧ください。

1点目は、都が条例で独自に定めておりますマイナンバーを利用する事務が拡大されます。これに伴い、当該利用事務に係る事務手続について教育委員会規則に定めま

す。具体的には、条例で定める部分は表中左側に記載しております学び直し支援金の支給事務、給付型奨学金の支給事務、就学奨励費の支弁事務が新たに対象事務として追加になります。これら条例で定める事務に係る事務手続として、表の網掛け部分につき新たに教育委員会規則で規定いたします。この改正により、今後、これらの事務処理においてマイナンバーを利用することができるようになります。

2点目は、資料の右側を御覧ください。マイナンバー法においては、マイナンバーを利用して取得した特定個人情報について、原則として当該事務に限り利用できることとなっております。例外として、条例で定めるところにより、取得した特定個人情報を同一執行機関が行う事務間に限り利用できることとなっております。この事務間における情報利用が条例で新たに規定されることに伴い、教育委員会規則において利用できる事務における細目の事務手続を規定いたします。

表中左側の条例で定める各事務を条例等で定める特定個人情報に関しまして、規則で定める申請又は収入の状況の届出に係る審査を行う限りにおいて既に保有しているものを利用できることとなります。

今回のこの2点の条例及び規則の改正により、対象事務の拡大や都民の事務手続の効率化が図られ、利便性が向上するものと考えております。

なお、条例改正につきましては、平成29年都議会第2回定例会で御審議いただくこととなっております。

本規則につきましては、条例改正に合わせまして、平成29年7月1日の施行として、学校の現場でマイナンバーが利用できる環境を作ってまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

特にないようでございましたら、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(1) 教職員の服務に関するガイドラインについて

【教育長】 次に、報告事項(1)教職員の服務に関するガイドラインについて、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 報告資料(1)「教職員の服務に関するガイドラインについて」を御覧ください。

最初に、本ガイドラインの作成の趣旨でございますが、これまで、東京都教育委員会では、服務研修の実施や服務の厳正に係る通知の発出等により、服務規律の徹底を図るよう努めてきたところでございます。別紙、参考資料を御覧いただきたいと思いますが、懲戒処分者数の推移・内訳のとおり、体罰及び交通違反・交通事故につきましては、平成25年度以降減少し、懲戒処分者数の全体としても減少してきているところでございますが、わいせつ行為等及び個人情報の不適切な取扱いについては、平成27年度は、平成26年度と比べまして減少はしているものの、平成25年度を上回る状態であり、平成28年12月に文部科学省が公表いたしました平成27年度公立学校教職員の人事行政状況調査によりますと、平成27年度のわいせつ行為等による処分者数の教職員全体の数に対する割合は、全国平均の0.02パーセントに比べまして、東京都は0.04パーセントと高い状態にあります。

こうした状況に鑑み、今回教職員が当然守るべき服務に関する指針、ルール、とるべき行動例のほか、最近の服務事故例、処分量定等をガイドラインとしてまとめ、服務事故防止の更なる徹底を図ることとしたものでございます。

本ガイドラインを都内の公立学校の全教職員に配布いたしまして、全ての教職員は、本ガイドラインを精読の上、各自保管し、各学校におきましては、年度当初の服務事故防止研修、年2回の服務事故防止月間などを含め、あらゆる機会を捉えて本ガイドラインを服務事故根絶に向けたツールとして活用することといたします。

本ガイドラインは、全教職員が強い意思を持って就いた職を最後まで全うしてほしい、そのために高い意識を持って職務に当たってほしい、教育に対する強い意思を貫き通してほしいという思いを込めまして、「使命を全うする！」というタイトルと

し、過去の服務事故の事例などを基にして、具体的かつ詳細な行動例などを盛り込んでおります。

次に、本ガイドラインの概要について御説明いたします。

本ガイドラインの構成は、2章立てになっておりまして、「第Ⅰ章 子供たちや自分を守る、具体的な行動を考えよう」では、12項目につきまして、各項目ごとに服務に関する指針、ルール、とるべき行動例、服務事故例などを示しております。

それでは、それぞれの項目について簡潔に説明いたします。

「1 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメント等の禁止」については、一度こうした事故が起これば、その児童・生徒などの心身に傷を残し、その学校の児童・生徒、保護者等の信用を大きく失墜させるなど、その影響は計り知れないことから、冒頭に記載をいたしました。ここでは、併せて、児童・生徒以外の者、教職員や保護者等になりますけれども、それらの者に対する、いわゆるセクハラやマタハラについても参考として記載いたしました。

「2 私的なメール、SNS等の禁止」については、近年、ソーシャル・ネットワーク・サービス等の急速な普及から、これらの私的な利用により、児童・生徒に対する不適切な行為等の服務事故につながる事例が少なからず発生していることから記載しております。

このほか、先ほども御説明いたしました、件数は減少しているものの、決して少ない数字とは言えない「体罰等の禁止」、それから、飲酒後、帰宅途中で他人の自転車を持ち去り、使用する窃盗等の事故がまだまだ発生していることから、「5 飲酒に伴う不適切な行為の防止等」、平成27年度以降、教科書発行者との不適切な接触等の事故が発覚したことから、「利害関係者との不適切な接触等の禁止等」、また、規定に則った適切な会計処理が行われていないことなどによりまして、現金の紛失等の事故がまだまだ発生していることから、「会計事故の防止」等、それぞれ記載しております。

また、都民の声などに、教職員の服装等についての御意見が寄せられていることから、「10 児童・生徒等の模範となる身だしなみ等」、それから、平成28年4月1日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことなどから、

「11 障害者差別の禁止等」、また、厚生労働省が公表いたしました平成27年度の労働相談件数において、4年連続で職場の嫌がらせ等のパワー・ハラスメントがトップになっており、都においても、パワー・ハラスメントの防止に向けた取組を推進していることなどから、「12 パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止」についてもそれぞれ言及しております。

続いて、各項目の構成について、「1 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメント等の禁止」の例により、簡単に御説明いたします。

冊子を御覧ください。冊子の2ページになります。各項目の上段の枠内に、行ってはならない、また、項目によっては、行うべき行為を記載し、その下に、根拠などがある場合は、これまで東京都教育委員会が発出した通知等を参照として記載しております。その下の枠内に、行ってはならない、又は項目によっては、行うべき行動を具体的に記載いたしました。

4ページを御覧ください。「過去の事例から学ぶ」というタイトルで、項目ごとに最近のサービス事故の事例とその処分量定を記載しております。懲戒処分をはじめ、下から2番目にありますように、処分量定は停職6月ですが、自主退職により辞職が承認されている事例や、一番下にあるように、事故者の管理監督者として責任を果たしていないことなどにより懲戒処分を受けている事例も記載し、このようにサービス事故を起こせば、事故者本人だけではなく、管理監督者も懲戒処分を受ける場合があるということを改めて認識してもらうことといたしました。

また、5ページに、二つの縦長の楕円が表示されておりますが、ここには教職員をイメージしたイラストを入れまして、改めて自らの行動について考え、見直す必要があること、同じ立場で問い掛けるようにコメントをいたしまして、判断に迷う場合などに管理職等に相談が行えるよう、また、相談窓口を明示し、相談が可能な旨のコメントをしております。

以降、各項目は同様の構成となっておりますが、冊子の21ページを御覧ください。「児童・生徒等の模範となる身だしなみ等」でございますが、この項目では、他の項目と異なり、「過去の事例から学ぶ」の枠内に、「都民の声」に寄せられた、都民の方々の生の声を記載いたしました。都民の方々の生の声を記載することにより、教職

員が大きな期待を寄せられているからこそ、厳しい目で見られていることを改めて認識してほしいというメッセージとなることと考えております。

続いて、25ページ以降、「第Ⅱ章 もう一度確認しよう、サービスの基礎知識」について御説明いたします。

26ページから28ページにかけて、法令等に基づくサービスの根本などについて記載しております。

27ページの「4 教職員が負う責任」においては、懲戒免職、停職、減給、戒告といった、懲戒処分を受けた場合の不利益などについて具体的に記載しております。

28ページの（4）その他では、わいせつ行為により処分された場合の例として、長年住み続けた家を離れなくてはならない事態となった事例や、個人情報紛失や体罰により処分された際に、受けた影響の事例などについて記載しております。

29ページから31ページまでにかけて、5として、サービス事故を起こして懲戒処分を受けた場合に受講しなければならない「サービス事故再発防止研修の概要」について記載しております。実際にサービス事故を起こし懲戒処分を受けると、これだけの研修プログラムの受講が必要となることを明示し、管理職をはじめ、多くの関係者に多大な負担を掛けることを改めて認識してもらうことといたしました。

説明は以上でございますが、東京都教育委員会では、サービス研修の実施やサービスの厳正に係る通知の発出など、これまでの取組に加えまして、研修などあらゆる機会を捉えて本ガイドラインを活用し、より一層、サービス事故の防止、根絶に努めてまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 ありがとうございます。こういう形でまとめるのは結構だと思います。細かなことで恐縮ですが、平成27年度の事故内容別内訳のところで、57パーセントがその他になっていて、主な内訳、その他の内訳として、児童・生徒への不適切な指導、それから、公費等の不正執行又は手当等の不正受給行為等があるのですが、ほかにはどんな事例があるのでしょうか。

【人事部長】 57パーセントのほとんどが、そこに記載した2項目になるのですが、それにあわせて、ほかにどのようなものがあるか、課長の方から回答いたします。

【人事部教職員服務担当課長】 お答えいたします。

児童・生徒への不適切な指導等、これで半分近く占めることとなります。そのほかに、公費等の不正執行又は手当等の不正受給として二十数件ということで、ほとんどこの二つで占めております。

【遠藤委員】 6割近くの内訳は、この2点でほとんどだったということですね。分かりました。

【宮崎委員】 ありがとうございます。このようなガイドラインを作らないで済む日が来ることを願うわけですが、作った以上はきちんと読んでいただきたい。これは冊子で全員に配るのですか。

【人事部長】 冊子で配ります。これから印刷に入りまして、冊子として、全教職員、全学校に配布していく予定です。

【宮崎委員】 配るところまでやるとこちら側は安心するのですが、ちゃんと読んでいただいているかどうか、ちゃんと実行していただいているかどうかというところがあると思うのですね。それから、最近の若者たち、若手の教員たちもそうかなと思いますが、紙媒体では読まないけれども、デジタルデータだったら読んでくれるとか、チェックしてくれるという場合もありますので、例えばメールで送るとか、あるいはしかるべきストレージ、教員が全部アクセスできるようところに置いておいて、ちゃんと読んだということをチェックできるような仕組みもこれから必要になってくるような気がするのですね。セキュリティーがきちんとしたネットを使えば、電子的にきちんと受け取られているかどうかというところまで確認ができると思います。冊子を配るだけでいいかどうかというところについて私は疑問がありましたので、是非手当てもしていただければと思います。

【人事部長】 現在、処分発令ごとに発令のプレス資料、それから、それに加えて、学校宛てにニュースレターというのをその都度発信しています。それはまさしくメールで発信しておりまして、その内容については、毎回処分した内容について、

その背景、このようなことが先生たちの方の課題としてあるのではないかということを含めております。宮崎委員御指摘のとおり、メールを使ったり、今回の内容のものについても、今後研修に活用していただこうと思っておりますけれども、その研修のためにこういう活用の仕方ができるとか、研修のための教材を私どもはその都度発信しておりますので、様々な手法で活用してまいりたいと思います。

【宮崎委員】 民間企業などで時々目にする事なのですが、コンプライアンスをどう一人一人まで徹底させるかというときに、例えば定期的にクイズのような形で、試験ではないですが、何問か出しまして、こういう場合、あなたはどうしますかと、選択式でも何でもいいのですが、意外にできなかつたりして自覚が進むという場合もあるのですね。そういう工夫はいかがでしょうか。

【人事部長】 今、eラーニングという形で取り組んでおりまして、現在は、採用される予定者に対して、採用前にeラーニングに取り組んでもらう、そのようなことも実施しておりまして、御指摘のとおり、簡単なサービスに関するテストも今後また工夫して取り組んでまいりたいと思います。

【宮崎委員】 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【秋山委員】 とても分かりやすいガイドラインをありがとうございます。このガイドラインは、個々でサービスを守ろうという意識を高めるのと、もう一つは、組織全体で予防し合うというような意識作りも必要だと思います。例えば今のは少しよろしくない発言だったなど、お互いに言い合えるような校内の雰囲気を作っていくような指導もよろしく申し上げます。

【人事部長】 毎年、サービス事故の防止月間を夏と冬に2回設けています。そのときには、学校内でOJTでグループ討議をしていただくとか、又は事例研究をしていただく、そういうことも取り組んでいただいております。そういう中で、今、御指摘のとおり、指摘し合えるような学校にしていければと思っております。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【大杉委員】 取りまとめ、ありがとうございます。今、秋山委員の方からも御指摘がありましたけれども、まずは個人として自覚をしなければいけないということ

と、それに向けての気付きの機会、それから、正確な情報提供ということで、こうしたガイドラインに即した対応も是非進めさせていただきたいと同時に、組織の中での日頃からのコミュニケーションの中で、こういうようなことが未然に防げていくような関係を作っていくことも重要かと思います。ただ、他方で、なかなかそういう対応ができなかったりする場合に、これはお尋ねしたいことなのではけれども、例えば服務事故に自ら関わりそうになったのではないかというときに、身近なところでまず相談できなければいけないのですが、その他に何かそういう体制は現状ではあるのでしょうか。もしあるとすれば、そういうところにアクセスしやすいような情報を併せて載せていただけるといいかと思ったのです。あるいは既に記載があるのでしたら、私が見落としていたかもしれません。よろしくお願いします。

【人事部教職員サービス担当課長】 お答えします。

項目によって、管理職に相談報告等するという記載にしております。例えば13ページの「自家用車通勤等の禁止、交通事故の防止」の裏面、14ページに吹き出しがございます。事前に管理職にこういった場合は報告しなさいということであるとか、あるいは18ページ、「利害関係者との不適切な接触等の禁止等」の項目になりますが、こちらの吹き出しにもありますとおり、「速やかに管理職等に報告し」ということ、それからまた23ページ、「パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止」については、右下の吹き出しにございます、パワハラ相談窓口を設けているので、いつでも相談が可能ですというように、各項目で、こういったことで迷った場合、あるいは相談したいという場合には、こういった相談、報告等を行うようにという記載をしております。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【山口委員】 ありがとうございました。教職員、主に教員を目指す方は、おおむね高い志を持って教育活動に従事したいという思いでこの職を選ばれたと思うのですが、最近言われている教員の多忙化とか、様々なストレスフルな環境の中で頑張っておられる中で、服務事故に陥ってしまうのは、ちょっとした心の隙ですとか、油断とか、そういったところが非常に大きいと思うのです。ですから、是非研修等では、例えば空いている時間を使ってどういうふうリフレッシュするかとか、気分転換をす

るかという、タイムマネジメントも含めて、ずっと張りっぱなしですと切れてしまいますし、そういったことがこのようなことにつながるというふうには言えないと思いますが、その辺りがもしかしたら苦手な方もおられるというふうに思うので、先ほど皆さんが言われたように相談というのもあると思うのです。そういったところも研修等では緊張を緩める方法なども教えていただければと思います。

【人事部長】 ありがとうございます。サービス事故のサービスに関する研修だけではなくて、私も実は教育管理職になる候補者たちの研修に携わっているわけです。そのときには仲間作り、要するに、今度、同じ副校長という立場に立つ、そのときには、この貴重な、同じ研修を受けている仲間が何でも相談し合えるような、困ったときに助けてもらえるような、そんな関係をこの研修の仲間では是非作ってくださいということを研修の最後では必ず申し上げております。山口委員御指摘のとおり、張り詰めているだけでは、また、困ったときに何か相談できる、そういう職場環境は大切だと思っております。サービスの研修に携わる私どもの職員、研修講師を担当するような者についても、その点についてもいま一度確認していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【遠藤委員】 ありがとうございます。今の研修なのですけれども、通常、企業などでもコンプライアンス研修を、宮崎委員からの御指摘のとおり、必ずやらなければいけない。そのときにやっているのが、どの層がこういうコンプライアンス違反的なものを起こしているのだろうかというのを分析して、そして、階層別研修の中で重点を置いてやっていく。そういうことでいくと、例えば表の内訳の中で、体罰やら交通違反やらあるわけですけれども、これの年齢別構成はどうなのだろうかとか、そういうような分析もした上で、もちろん全員の研修でこれはやっていかなければいけないと思うのですが、特に重点を置かなければいけない層はどこなのだろうか、そういう過去の事例に実績を照らしてみても、重点研修といいますか、あるいは網羅的に研修をやる中で、ここの層は特にこの点についてやらなければいけない、例えば酔っぱらって自転車をとってしまうのが20代が多いなとか、そういうようなことが出てくるのだろうかと思うのですが、そういうことも実態を把握して再発を防止しよう、それで

やらなければいけないことは、研修実施等で、本当に再発防止につなげるという、実効あるものにする、それは中身のある研修にするということだと思っております。今後の課題というふうな、あるいは既にやっておられると思いますけれども、よろしくお願い致します。

【教育長】 他にいかがでしょうか。それでは、本件について報告として承りました。

(2) 都民の声（教育・文化）について〔平成28年度下半期（10月～3月）〕

【教育長】 次に、報告事項（2）都民の声（教育・文化）について〔平成28年度下半期（10月～3月）〕の説明を、総務部長、お願いします。

【総務部長】 よろしくお願ひいたします。報告資料（2）を御覧ください。

教育庁、また各教育機関が実施しています教育・文化に関する様々な施策、事業等に対しまして、都民の方々から頂きました御意見、苦情等をまとめたものでございます。都庁全体で現在進められております都政改革の一環といたしまして、昨年10月分からは、毎月、都民の声の状況については取りまとめて、教育委員会のホームページで公表しておりますけれども、これまで同様に、半期ごとに、年2回、この教育委員会定例会でも報告させていただきたいと思っております。今回は、平成28年度下半期、10月から翌年3月までを取りまとめまして説明させていただきます。

まず、都民の声でございます。受付窓口としては、都庁の第一本庁舎の3階に全庁的な都民の声総合窓口、また、教育庁にも局の窓口を設けてございます。また、各部署にも苦情、御意見が直接寄せられております。それらの窓口にお寄せいただいたものを全て集約したものと御理解いただければと思います。受付の方法は、電話、ホームページ、電子メール、ファクス、封書、はがき、直接窓口に来訪されるなど、様々でございます。

平成28年度下半期の受付件数でございますが、上の棒グラフにありますように、1,786件ということで、前年の下半期と比較いたしますと約400件増えております。

下の表にございますように、性質別で見ますと、苦情、意見、これで合計87パーセ

ント、大半を占めているという状況でございます。

2 ページをお開きいただければと思います。分野別で見ますと、教職員に関するものが最多の512件、約3割でございます。次いで生徒指導が375件で約2割、次いで学校運営が216件という状況でございます。

3 ページを御覧いただきます。3 ページから、多数を占めた、また、特徴的なという視点で、具体的な事例を載せております。

御紹介させていただきますと、まず、教職員関係が251件ありましたけれども、「教職員のサービス・接遇等に関するもの」の事例といたしまして、1 件目、都立高校生が公園で道路いっぱいに広がってランニングをしていて、これが他の公園利用者に迷惑だったということで、引率の教員に注意したところ、ランニングの許可を受けているということで、対応が不十分だという苦情がございました。これについての対応といたしまして、副校長から申出者に対して、この教員の対応について謝罪をいたしますとともに、管理職からその教員を指導していくこと、また、公共の場所でのマナー等に関して生徒への指導を徹底していくことをお伝えして、御理解いただいたというところでございます。

2 件目、これは都立高校の正門の前を通り掛かった都民の方からですが、男性がくわえたばこをしながら門を開けていたという苦情でございます。副校長から当該教員に対して厳重注意をする、学校の敷地内は禁煙であることを改めて指導したということでございます。

次に、223件ありましたけれども、「教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等」についてでございます。子供が通っている都立高校の文化祭で男性教員が生徒の写真を大量に撮っていた。女子生徒の太もも付近を撮影したようにも見えたということで、心配です、という御指摘がございました。確認したところ、当該教員は、文化祭の様子を学校のホームページで紹介するために全ての企画、掲示等の写真を撮影しており、副校長が確認したところ、この申出があったような不適切な場面を撮影したというものはございませんでした。副校長からは、当該教員に対して、写真撮影の際、生徒に不快感を与えないように指導する、また、写真のデータの適切な管理について指導したということでございます。

次のページを御覧いただきます。183件ございましたが、「学校の管理・運営に関するもの」といたしまして、まず、都立高校の学校説明会で、他校を批判するような説明があり、不適切だと思うので、学校を選ぶ大切な機会である説明会が快いものになることを願います、という御指摘がございました。確認したところ、この当該校は教育目標に文武両道を掲げているわけですが、他校での文武両道との違いを説明したということでありますが、聞いた方から、そういう受け止めがあったということで、副校長からは、学校説明会で他校との比較を説明する場合には、表現について十分留意するよというということで指示をしたということでございます。

次に、都立高校の近隣住民からということ、校内の樹木の葉っぱが自宅の敷地内や周辺道路に毎日大量に落ちてきていて、毎年このことで学校にも要望を出していますが、改善がなされないということです。学校では、この苦情を頂いたときにちょうど樹木せん定を実施しているところでありましたので、御意見を頂いた住民の方の場所は多めにせん定したということでございます。副校長から申出者に対しては謝罪をしますということと、今後、清掃を一層徹底することを伝えまして、了解を頂いたという事例でございます。

それから、その下が「生徒指導・行事・部活動等に関するもの」でございます、147件寄せられています。事例としましては、都立高校の前で娘さんと自転車で信号待ちをしていたところ、自転車に2人乗りをしていた当該校の女子生徒がぶつかってきた。謝るどころか舌打ちをしたということでありました。副校長から申出者に謝罪をいたしますとともに、接触した場所、状況をお聞きして、学校として調査することを伝えました。調査の結果、当該生徒を特定することはできなかったのですが、学期末の学年集会で自転車運転のマナーについて指導したということでございます。申出者にはこの調査の結果、学校の対応について報告し、御了解を頂いたという事例でございます。

5ページの上ですが、こちらは、弱視のお子様がいらっしゃる保護者からの御意見でございます。特別支援学校の中学部に入学を考えていますが、駅から学校への通学路が車も多く、ガードレールもないということで危険を感じる、また、スクールバスは私の自宅から便利なルートではないということで、柔軟な対応をとということござ

います。申出者と面談を行いまして、通学方法について複数の案を御提示して丁寧に説明したということでございます。移動支援の活用、寄宿舎の併用、また、入学前からの通学訓練の実施についても伝えて、通学の見通しをまず持っていただいたというところでございます。お子様については、結果として、この学校に入学をいたしまして、入学前には保護者同伴で教員による歩行訓練を実施いたしまして、現在は自宅から電車に乗った後、降りた駅からスクールバスを利用してお一人で通学をしているということでございます。

なお、学校としても、学校最寄り駅から通学路の整備については、例えば信号機の設置場所、また、点字ブロックの敷き方を地元の関係機関と調整を進めて、具体的にいろいろ改善してきているというところでございます。

その下には、感謝いただいた事例ということで、お子様のいじめについて、教育相談センターに電話相談したという保護者の声、また、小・中学校で不登校だった方がスクールカウンセラーの支援で進学し、就職できましたという声を載せてございます。

6ページをお開きいただきます。請願でございます。この請願は、教育委員会の請願処理規則等に基づく所定の様式で提出されているものでございまして、規則上、検討結果を通知するよう定められております。下半期の分野別では、教職員に関するものが3件、学校運営に関するものが1件、その他が1件、合計5件でございました。都立高校の定時制の閉課程に関しての請願が多く寄せられた前年度の同期と比べますと14件の減少ということでございます。

その隣の7ページにございますが、事例としまして、中学校卒業生の急増に対応しての都立高校新設を求める請願について、請願者に通知した検討結果を載せてございます。

それから、8ページでございますけれども、これは陳情等ということで、団体から寄せられた声でございます。下半期は「学校運営」に関するものが半数の21件ということです。次いで、「教職員」に関するものが15件、そのうち「国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分について」が12件寄せられております。

その隣の9ページに主な例ということで載せてございますけれども、最多の16件寄

せられた「学校教育の充実について」ということで、障害児教育の充実を求める要望、また、子供の貧困対策を求める要望を載せてございます。

また、その下ですけれども、「国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分について」が12件寄せられているということで、概要を載せております。

最後の10ページは公益通報制度でございまして、上段の教育庁等窓口とありますが、こちらは公益通報者保護法で必置とされているものでございまして、私どもの内部に窓口を設けて、東京都の教員が実名で通報するという窓口でございまして。下段の弁護士窓口につきましては、平成25年4月から受付を開始したものでございまして、公益通報の意義を私どもとして、より広く解釈して、より多くの御意見が寄せられるように設置したということでございます。

教育庁等窓口では対応できない匿名での通報、それから、区市町村の教員に対しての通報なども通報の対象としております。下半期の件数でございまして、表にございますように26件でございます。通報内容については、制度上、この場で具体的なお話はできないのですけれども、口頭で内訳を申し上げますと、服務、勤務管理等に関するものが6件、児童・生徒への不適切な指導に関するものが4件、セクハラに関するものが3件、会計処理に関するものが1件、体罰に関するものが1件、その他が7件という内訳でございます。

この弁護士窓口への通報につきましては、担当弁護士から私どもに通報内容が寄せられ、私どもで必要な調査を行って、その結果を弁護士にお返しして、弁護士から調査結果を通報者に回答するという手続になっております。

なお、平成28年11月には、知事部局で、広く都民が通報できる弁護士窓口を設置しておりまして、なおかつ処理状況も公表するということになっております。このため、教育庁の弁護士窓口につきましても、これまで児童・生徒とその保護者を対象にしているわけですけれども、教育庁も平成29年の4月から、知事部局の運用と同様となるよう要綱を改正したところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして御意見・御質問がございましたらお願いします。

【宮崎委員】 ありがとうございます。貴重な御意見、お声を伺えるというのはと

でも大切なことで、今のような真摯な対応がとても必要だと思いますが、同時に、感謝の声とか、励ましてくださる声というのが、直接一人一人の教員に届くと、これはまたエネルギー源になるというか、その後の仕事にもいい循環をもたらすのではないかと思いますので、先ほどの教員の服務に関するガイドラインを配るようなときに、併せて、こういう感謝の声も来ているから頑張りなさいということで紹介していただく。置いてあるのは分かっていますし、ホームページとかを見れば分かるわけですが、情報は置いてあるだけでは動かないのですね。やはり渡していただくということもしていただいて、中には誤解があったり、先ほどのホームページの写真が少し怪しく見えてしまったりとか、そういう件もあると、教員が萎縮するケースもあるかと思っておりますので、そうではないという部分も含めて、励ましも是非一人一人の手に渡るように送ってください。

【総務部長】 都民の声、先ほど事例を幾つか紹介させていただきましたけれども、一件一件について内容をきちんと調査をするということで、関係の部署のほうにはこういう都民の声がありましたということをフィードバックしております。ですので、感謝事例についても必ず感謝された部署にはフィードバックして、こういう声が上がっていますというのはお伝えしております。

【宮崎委員】 その部署だけではなくて、教員一人一人全員が知ることが大事なと、明日は我が身というところがありますから。

【総務部長】 分かりました。ホームページにも載っているところでありますけれども、そういった周知に努めてまいりたいと思います。

【秋山委員】 2点。一つは、教職員の方が敷地内でたばこを吸っていたというところで、敷地内は禁煙ということで、一步外に出れば吸ってもいいのかというのがあのです。例えば外に出て吸っている姿を保護者が見たらどうかということもあると思っておりますので、常識的に外に出ればいいのかという考えではないと思っておりますので、その点も注意していただくといいかと思っております。

それから、もう一つは、スクールカウンセラーへのお礼の手紙なのですけれども、これは東京都が非常に手厚くスクールカウンセラーを配置してくださっている成果ではないかと思っております。スクールカウンセラーが今活躍されていると思っておりますので、実

際にどの程度相談件数を受けられているか、それから、一回の相談で終わっているのか、あるいは継続してずっと担っていただいているのかというような実態を調査されているのかを教えてください。

【総務部長】 まず、たばこについては、基本的には学校の敷地の中は全面禁煙ということでございまして、だから外で吸っていいのかということ、こういった都民の声も聞こえてくるということでもありますので、こういう事例を学校に紹介して、気を付けましょうということに注意喚起をやっていこう。これまでもやってきておりますけれども、今後ともやっていくということでございます。

スクールカウンセラーについては、担当が詳しく、分析はしておりますので、ここで私もデータを持ち合わせておりませんが、実績等についてはしっかり分析して、成果をまとめて、次の予算にもつなげていくということでやっております。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【山口委員】 4ページの樹木の葉が大量に落ちているというところなのですが、学校というのは緑が非常に多くて、また成長する方向によっても、こういうことがある。時期によっても本当に毎日大変ではないかと思うのです。このように丁寧にお答えいただいているのですけれども、これは各学校で対処すべきことなのか、東京都とか、全体でこういった対策というか、また、これ、先生たちが毎日落ち葉を掃除して、結構大変なことだと思うのです。ですから、地域住民の方々と、それこそ、チーム学校ということで、いろいろ知恵を出し合って何かしていくとか、何か考えていかないと、苦情があったことについては配慮してこうしますと言うのは簡単ですが、こういうことの積み重ねが、先生たちが、やるなということでもないし、やっちはいけないということでもないのですが、こういう苦情があったときに、全体でどうしようというふうにしていくといいかという気がします。木がない学校はないですよ。運動会のときは保護者が総出で草刈りをしたりとか、落ち葉を拾ったりするのでございますけれども、少し工夫していただければと思いました。

【総務部長】 御指摘のとおり、学校には基本的に樹木がありますので、葉が落ちる季節の前に基本的には樹木のせん定をやるようになっているのですが、どうしても近隣にも落ちるといことです。実際のところ、学校にいる用務さんとかが中心に清

掃していますが、どうしてもやり切れないところもありますので、ここは片方で進めている開かれた学校作りといたしますか、地域の方々と一緒になって学校運営を進めていくことで、一緒に御理解いただきながらやっていくことが大事なのかと思えます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。よろしければ、本件について報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

6月8日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会は、6月の第2木曜日であります6月8日の午前10時から、ここ教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 今回は6月8日ということでございます。

日程以外の発言

【教育長】 その他、この際何かございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時54分)